

杵築市 久木野尾地区 活性化計画

大分県杵築市
大分県

平成21年1月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	久木野尾地区活性化計画						
都道府県名	大分県	市町村名	杵築市	地区名	久木野尾地区	計画期間	H21～24

目 標 :

本県の耕作放棄地面積は約8000haに達しており、農地の有効活用は喫緊の課題となっている。このため、集落営農組織や認定農業者への農地集積と合わせ、県外企業等の農業参入による地域の活性化を推進している。

杵築市の遊休農地面積は約924haと年々増加傾向にあり、市としてこれらの解消と異業種の農業参入等による地域活性化を目指し、飲料用原料茶葉の大規模団地の育成に取り組んできた。今後も引き続き、茶の産地拡大と農地の有効活用を促すとともに、地域雇用の創出による定住促進等を進め地域の活性化を図る。

数値目標として、地区における農家戸数109戸(現況)の減少率の低下を目指し、目標年の平成24年度の農家戸数104戸、遊休農地を15ha茶園として解消する。

目標設定の考え方

地区の概要:

(市の概要)

平成17年10月1日に旧杵築市・旧山香町・旧大田村の1市1町1村が合併し、『杵築市』として誕生、総人口は合併時点で33,870人である。大分県の北東部、国東半島の南部に位置し、東西約29km、南北約23km、総面積280.01km²で県面積の約4.4%を占めている。農業は水稻を主体として、果樹・野菜・花きの施設園芸や茶等工芸農作物等の生産が盛んである。

(地区の概要)

当該地区の世帯戸数167戸のうち、農家戸数は109戸(65.3%)・販売戸数は99戸で、主要作物としては水稻、施設野菜(イチゴ)に加え、カボス等の果樹栽培がおこなわれている。農業就業人口については354人で、その内65歳以上の農業就業者については127人(35.9%)となっており、高齢化傾向及び担い手不足は顕著である。また、地区内農用地面積145haのうち、遊休農地面積は40haとなっており、年々増加傾向にある。

現状と課題

久木野尾地区における農業については、全国的傾向と同様に農業従事者の高齢化や担い手不足が深刻な問題となっており、農業の停滞・衰退だけでなく集落機能の維持すら危惧される状況にあり、以前は耕作若しくは放牧等で活用されていた農林地等の荒廃化が進んでおり、新たな作物への転換やこれまでと異なる視点での担い手の確保・育成に早急に取り組む必要がある。

今後の展開方向等

農業従事者の高齢化、担い手不足が進み、地域活力が低迷傾向にあるなか、杵築市としては、農地保全を目的に(茶等の)市重点推進作物の普及推進、これに呼応する認定農業者(個人・法人)のさらなる育成、U・Iターンによる帰郷者に対する新規就農への斡旋及び定住等、さらには県内外における一般企業からの農業参入の受入れを行うことにより、遊休農地の解消及び保全に努め、地域活性化を図る。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
杵築市	久木野尾地区	農地等補完保全整備(小規模農林地等保全整備)	(農)カヤノ農産	有	ニ	
杵築市	久木野尾地区	総合鳥獣被害防止施設(総合鳥獣被害防止施設)	〃	有	ニ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

3 活性化計画の区域

久木野尾地区	区域面積	1,612ha
区域設定の考え方		
<p>①法第3条第1号関係： 当該区域における全戸数167戸のうち農家戸数は109戸で65.3%を占めており、農業が重要な事業地域である。</p>		
<p>②法第3条第2号関係： 区域における農業就業者数は年々減少傾向にあり、特に65歳以上の農業就業者は全体の354人に対し127人(35.9%)と高齢化が進んでいることから、企業的農業経営体の育成・確保に努め、農業の活性化・地元就業者の確保及び定住化の促進を図ることが不可欠な区域である。</p>		
<p>③法第3条第3号関係： 農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域であり、市街化を形成している区域ではない。</p>		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

農家戸数及び遊休農地解消面積については、杵築市が農林業センサス調査及び補足調査により確認、評価する。

農家戸数	104戸
遊休農地解消面積	15ha